

様式編

目 次

1. 一般様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
第 1 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書	1
第 2 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書	2
第 3 号	事業計画書（一般事業用）	6
第 3-1 号	再生可能エネルギー発電用施設（太陽光パネル）事業計画書	7
第 4 号	資材置場等の事業計画書（建築資材・商品・容器等置場）	8
第 5 号	駐車場の利用計画書	9
第 6 号	植林転用計画書	10
第 7 号	被害防除計画書	11
第 8-1 号	農地復元計画書 * 農地改良目的以外の一時転用	12
第 8-2 号	農地復元完了報告書	13
第 8-3 号	農地改良計画書 * 農地改良目的の一時転用	14
第 9 号	換地計画についての確約書	15
第 10 号	用途適合証明書	16
第 11 号	創設換地計画適合証明書	17
第 12 号	農地法第 4・5 条の規定による許可申請の取下申立書	18
第 13 号	農地法第 5 条の規定による買受適格証明願	19
第 14 号	農地法第 4・5 条の規定による許可指令書の訂正願	20
第 15 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分 of 証明願	21
-	農地法第 4・5 条の規定による許可処分 of 証明願（記載例）	22
第 16 号	農地法第 4・5 条の規定による許可処分 of 取消願	23
第 17 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書	24
第 18 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書 * 承継	25
第 19 号	農地法第 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書	26
第 20 号	農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書	27
第 21 号	農地転用許可台帳	28
第 22-1 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書（4ha 以下）	29
第 22-2 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書（4ha 以下）	30
第 22-3 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書（4ha 超）	31
第 22-4 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書（4ha 超）	32
第 23 号	不許可指令書（4ha 以下）	33
第 24 号	却下指令書	34
第 25 号	買受適格証明書	35
第 26 号	買受不適格通知書	36
第 27 号	計画変更承認書	37
第 28 号	計画変更不承認書	38
第 29 号	計画変更承認書（承継）	39

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
第 31 号	計画変更不承認書（承継）	40
第 32 号	農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書	41
第 34 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告書について	42
第 34-1 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告書について（特定建築条件付売買予定地）	43
第 35 号	農地転用完了報告書	44
第 36 号	農地転用許可後の工事進捗状況報告について	45
第 37 号	農地法第 4 条第 8 項の規定による協議書	46
第 38 号	農地法第 5 条第 4 項の規定による協議書	47
第 39 号	法定協議事前調整申出書	50
第 40 号	農地法第 4 条第 8 項（第 5 条第 4 項）の規定による協議について	51
第 41 号	農地法第 4 条第 8 項・第 5 条第 4 項の規定による協議台帳	52
第 42 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書	53
第 43 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書	54
第 44 号	受理通知書	57

2. 違反転用様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
違 1 号	違反転用連絡票	58～59
違 2 号	違反転用是正完了届出書	60
違 3 号	違反転用是正調査報告書	61
違 4 号	違反転用事案報告書	62
違 5 号	勧告書（農業委員会用）	64
違 6 号	勧告書（県用）	65
違 7 号	処分又は命令書	66
違 8 号	違反転用是正計画書	67
違 9 号	違反転用履行状況報告書	68

3. 参考様式

様式番号	様 式 の 名 称	ページ
参考様式第 1 号	土地の選定に関する調書	69
参考様式第 2 号	非農地証明書交付願	70
参考様式第 3 号	農地改良等届出書	71
参考様式第 4-1 号	委任状（農地法第 4 条許可用）	72
参考様式第 4-2 号	委任状（農地法第 5 条許可用）	73
参考様式第 5 号	確約書 * 建築条件付売買予定地に係る転用申請の場合	74

様式第 1 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	都道府県									郡市			町			番地		
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目			面積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別										
			登記簿	現況														
					m ²													
	計		m ² (田			m ² 、畑			m ²)									
3 転用計画 (事業計画)	(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細															
		(2) 転用期間 (事業の操業期間又は施設の利用期間)	年 月 15・25 日から 年間															
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期 (着工 年月日から年月日まで)				第2期				合計							
			名称	棟数	建築面積	所要面積				棟数	建築面積	所要面積						
		土地造成			m ²						m ²							
		建築物			m ²						m ²							
		小計																
工作物																		
小計																		
計																		
4 資金調達についての計画																		
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要																		
6 その他参考となるべき事項																		

(記載要領)

- 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条第 1 項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第 29 条及び第 43 条第 1 項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第 34 条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 申請に係る土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域内にある場合には、転用行為にかかる規制の有無を「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所						
	譲受人		都道府県	郡市	町村	番地			
	譲渡人		都道府県	郡市	町村	番地			
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称		
					m ²				
	計		m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)						
3 転用計画 (事業計画)	(1)転用の目的	(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細							
	(3)転用期間 (事業の操業期間又は施設の利用期間)	年 月 15・25 日から 年間							
	(4)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合 計	
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積
		土地造成	/	/	/	m ²	/	/	m ²
		建築物			m ²			m ²	
小計		/							
工作物									
小計	/								
計	/								
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
		設定 ・ 移転							
5 資金調達についての計画									
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要									
7 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 1 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事業所の所在地をそれぞれ記載してください。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の当事者は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 6 申請に係る土地が宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域内にある場合には、転用行為にかかる規制の有無を「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1)

申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙2)

申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		市街化区域・ 市街化調整 区域その他 の区域の別
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏 名又は名称	
					m ²			
計 筆		m ²	(田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地			m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

事業計画書（一般事業用）

1. 事業の目的及び内容
2. 利用計画
3. 現在の事業状況（事業規模）
4. 新たに申請地を取得しなければならない理由
5. 申請地を選定した理由（現在の事業所の所在地及び申請地との距離）
6. 接続道路
 - (1) 公道（国道、県道、市町村道等）に接続するまでの私道の権利関係及び使用する権利
 - (2) 公道の幅員
7. その他参考となる事項

再生可能エネルギー発電用施設（太陽光パネル）事業計画書

1. 事業の目的及び内容

太陽光パネル設置

パネル枚数	枚			
建築面積	m ² (mm×	mm×	枚)
パワーコンディショナ	台			

2. 利用計画

3. 現在の事業状況（事業規模）

4. 新たに申請地を取得しなければならない理由

5. 申請地を選定した理由

6. その他参考となる事項（電力会社との接続契約締結等の状況等）

〔 例. R○年□月△日 九電と接続契約締結済み
R●年■月▲日 工事費負担金支払い済み 〕

様式第4号

資材置場等の事業計画書
(建築資材・商品・容器等置場)

1 現在の資材置場保有状況 (各資材置場毎に記入すること)

所在地	敷地面積 m ²	同左の内訳		資材及び車両等の種類および量			備考
		建築物 面積m ²	残地の 面積m ²	種類	量 (t、m ³ 、枚、個・・・)	所要面積 m ²	
合計				通路 m ² 、その他 () m ²			

2 申請地の必要性と利用計画

(1) 現有地で不足する理由 (現有施設との関連について、簡潔に、分かり易く文章化すること。)

(2) 計画の内容

敷地面積 m ²	同左の内訳		資材及び車両等の種類および量			許可後の 資材置場 の合計 面積 m ²	備考
	建築物 面積m ²	残地の 面積m ²	種類	量 (t、m ³ 、枚、個)	所要面積 m ²		
合計				通路 m ² 、その他 () m ²			

3 事業の実績及び計画

(過去2ヶ年の実績及び翌年の見込み)

前々年	千円
前年	千円
本年	千円
翌年	千円

4 申請地選定の理由

②主たる道路からの進入路の幅及び距離

③その他

5 その他

(1) 資本金

(2) 従業員数

(3) 現在施工中の工事のうち主なもの (資材置場の場合)

注)利用計画図を添付すること。

①事務所又は事業所からの距離

駐 車 場 の 利 用 計 画 書

1 既存の駐車場の状況				
(1)面積		m ²	駐車可能台数	台
(2)利用状況 (3に準じて記載すること)				
2 申請の内容	申請面積	m ²	駐車可能台数	台 (露天・屋根付)
3 申請地の利用計画 (該当する利用目的の欄に記載すること。)				
(1)個人用又は事業用の場合、現在所有者の種類及び台数				
普通車 台、() tトラック 台、() tトラック 台、ブルドーザ 台				
(2)従業員用の場合 従業員数 人、うち車通勤者数 人				
(3)飲食店、旅館、会議場、パチンコ店等、来客(来場)者の収容人員(又は定員)が決まっている施設の場合				
収容人員(又は定員) 人、一日平均利用者 人、車利用見込数 台				
(4)商店、病院、展示場等、来客(来場)者の定員等が決まっていない施設の場合				
一日平均来客(来場)者数 人、車利用見込数 台				
(5)有料駐車場(月極、時間極)の場合				
①近隣類似の駐車場の利用状況 (申請地からの距離 km、収容可能台数 台)				
月極: 契約台数 台、時間駐車: 一日平均利用台数 台)				
②申請地の利用見込み (月極: 契約台数 台、時間駐車: 一日平均利用台数 台)				
(6)集落用の場合 集落戸数 戸、うち車保有戸数 戸				
(7)その他の場合 * (1)~(6)に準じて説明を記載すること。				
4 その他 (転用の必要性についての説明)				

注) 利用計画図を添付すること。

植 林 転 用 計 画 書

申 請 人		申 請 土 地 所 在		地 目	面 積(m ²)	備 考
立 地 条 件	標 高	() m				
	採 光 通 風 状 況	採 光 1 日 () 時 間 向 (東 西 南 北)	通 風 (良 否) 傾 斜 (急 緩)			
	耕 作 の 便 否	地 味 (良 否)	耕 作 (難 易)			
	水 利 の 便 否	灌 がい 水 (良 否)	排 水 (良 否)			
	通 作 距 離	自 宅 从 来 () m	車 道 从 来 () m			
作 付 収 量 等	現 在 の 利 用 状 況					
	現 在 の 収 量 程 度					
	転 用 事 業 が 近 傍 の 農 地 に 及 ぼ す 影 響 度					
植 林 計 画 の 概 要		本 の 種 類 と 本 数				
申 請 人 の 経 営 面 積		田	畑	計		
		m ²	m ²	m ²		

被害防除計画書

当該事項に○をし、必要事項を記載するとともに土地利用計画図等に詳細を記入すること。

なお、被害のおそれがない場合は、その理由を記載すること。

① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策。

ガス、湧水、粉じん、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障を生じさせないための措置

(1) 申請地の造成計画の内容

ア 盛土を行う (最高 m、最低 m)

イ 切土を行う (最高 m、最低 m)

ウ 現状のまま利用する

(2) 上記(1)に伴う被害防除措置

ア 土留め工事をする。 イ 擁壁を設ける。 ウ 法面保護をする。

エ 緩衝地を設ける。 オ 防護柵を設ける。 カ その他

○被害防除措置の内容又は被害の発生のおそれがない理由

② 農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置

(1) 雨水排水 ア 溜柵 イ 貯水池 ウ 水路放流 エ 自然流下

(2) 汚水処理 ア 合併浄化槽 イ 浄化槽 ウ くみ取り エ その他 ()

(3) 生活雑排水 ア 合併浄化槽 イ 溜柵 ウ その他 ()

(4) (2)及び(3)の放流先 ア 河川 イ 道路側溝 ウ 下水道 エ 水路 オ その他 ()

(5) 放流先管理者(河川管理者・道路管理者等)との協議内容

③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置

ア 緑地、緩衝地を設ける。(幅約 m程度)

イ 建物の高さを加減する。(高さ m程度)

ウ 隣接農地への通路を確保する。

エ その他

○被害防除措置の内容又は被害のおそれのない理由

年 月 日付け農地転用許可申請に係る被害防除計画については、上記のとおり相違ありません。万一、隣接農地に被害等が生じた場合については、申請人の責において解決します。

年 月 日

住所
転用事業者 氏名

農地復元計画書

1. 復元担当者

住所

氏名

2. 土地の所在地、地目及び面積

3. 復元工事実施時期

4. 復元方法

5. 復元費用負担者

(1) 負担者住所及び氏名

(2) 復元費用

(I) 資材等搬出費 円

(II) 残土搬出費 円

(III) 表層良質土搬入費 円

(IV) 整地費 円

(V) その他 円

合 計 円

6. その他

上記のとおり農地復元について合意したので計画書を提出します。

年 月 日

長崎県知事様

借 人 住 所
氏 名
申請者
貸 人 住 所
氏 名

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農地復元完了報告書

さきに、農地法第 条第1項の規定により許可がされている土地について、農地への復元が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 許可年月日 年 月 日
2. 許可指令番号 長崎県指令 第 号
3. 転用許可地の所在 長崎県 市 町
郡 大字
番外 筆
4. 転用目的
5. 転用面積 [田 m²] [畑 m²] [採草放牧地 m²]
[計 m²]
6. 一時転用期間 年 月 日 ~ 年 月 日
7. 完工年月日 年 月 日

[添付書類] 現地の現況写真

農地改良計画書

1. 農地改良を必要とする理由

2. 土地の所在地、地目及び面積

3. 施工業者

住所

氏名

4. 工事の概要(埋立(切土)に用いる土、その他材料)

区分	基礎部分	表土部分	備考
土砂等の種類			
土砂等の採取場所			
土砂の量(m ³)			

5. 作付計画

・作付予定作物名

・作付予定面積(m²)

・予定収量(kg)

・耕作者

・作付予定日

※転用者と耕作者が異なる場合は耕作者の申立書または契約書等の書類を添付

上記のとおり農地改良について計画書を提出します。

年 月 日

長崎県知事様

(申請者) 住所

氏名

換地計画についての確約書

換地計画において、下記一時利用地をそのまま下記従前地の換地として定める旨確約します。

記

1. 従前地

2. 一時利用地

年 月 日

事業主体

用 途 適 合 証 明 書

事業計画において、定められた下記農地の用途が_____
であることを証明します。

記

3. 従 前 地

4. 一時利用地

年 月 日

事業主体

創設換地計画適合証明書

下記創設換地予定地は、事業計画において、_____（具体的な用途を記入すること。）_____
の用途と定められ、_____が取得予定者であることを証明します。

記

創設換地予定地

年 月 日

事業主体

農地法第 4・5 条の規定による許可申請の取下申立書

年 月 日

長崎県知事

様

住 所

氏 名

申立人

住 所

氏 名

年 月 日付けで提出した下記土地についての標記許可申請は、取下げます。

記

申請に係る土地

所 在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
		登記簿	現 況		

農地法第 5 条の規定による買受適格証明願

年 月 日

長崎県知事 様

願出人氏名

下記のとおり転用を目的として農地の競（公）売に参加したいので、農地法第 5 条の規定による買受適格者であることを証明願います。

1 願出人の住所及び職業	住 所						職 業			
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名	土地の所在	地 番	地 目		面 積	利用状況	10a 当 たり普 通収 穫高	耕作者の 氏 名	市 街 化 区 域 ・ 市 街 化 調 整 区 域 ・ そ の 他 の 区 域 の 別	
			登記簿	現 況						
計		m ² (田		m ² 畑		. m ² 採草放牧地		m ²)		
3 転用計画 (事業計画)	(1) 転用の目的			(2) 事由の詳細						
	(3) 転用期間 (事業の操業期間等)			年 月 日から 年間						
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工 事 計 画		第 1 期 (着工 年 月 日から 年 月 日まで)			第 2 期		合 計	
		名 称	棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積		棟 数	建 築 面 積	所 要 面 積	
		土 地 造 成								
		建 築 物								
小 計										
工 作 物										
小 計										
計										
4 資金調達についての計画	(必要資金)		土地購入費	円	(資金調達)		自己資金	円		
			土地造成費	円			借入金	円		
			建築工事費	円						
			その他の経費	円						
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

農地法第 4・5 条の規定による許可指令書の訂正願

年 月 日

長崎県知事 様

住所
願出人
氏名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記の許可を受けましたが、当該指令書にかかる申請書の内容に記載の誤りがありましたので、下記のとおり訂正願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区 分 (※)	氏 名	住 所

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載すること。

2. 訂正を要する箇所

訂 正 箇 所	
正	
誤	

3. 添付書類

- ・許可指令書 通
- ・訂正内容を証する書面（ ） 通

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可処分の証明願

年 月 日

長崎県知事 様

願出人 住 所
氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記のとおり標記の許可があつたことを証明願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区分(※)	氏 名	住 所	備 考

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載すること。

2. 許可を受けた土地

所 在	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
		登記簿	現況		

3. 許可を受けた転用目的

4. 許可を受けた権利の種類及び設定又は移転の別（法第 5 条の許可の場合のみ）

5. 許可に付された条件

6. 証明を必要とする理由

第 号
願いのとおり証明する。 年 月 日 長崎県知事 印

農地法第 4・5 条の規定による許可処分の証明願

年 月 日

長崎県知事 様

願出人 住 所
氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記のとおり標記の許可があったことを証明願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区分(※)	氏 名	住 所	備 考

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載する。

2. 許可を受けた土地

所 在	地 番	地 目			備 考
		登記簿	現況	面積	
〇〇〇市●●町□□□	123 番	畑	雑種地	123.00	平成□□年合併に伴う変更 平成□□年■月◇◇日登記 〇〇〇郡→〇〇〇市
△△市▲▲町	17 番 2	田	雑種地	45.00	17 番から分筆 〔令和▽年▼月◆◆日〕

現行「登記簿」のとおり記載

許可指令書と現行登記簿の記載が相違の場合、詳細を記載

許可後市町合併により、所在が変更

許可は「17 番」

3. 許可を受けた転用目的

4. 許可を受けた権利の種類及び設定又は移転の別（法第 5 条の許可の場合のみ）

5. 許可に付された条件

6. 証明を必要とする理由

願いのとおり証明する。 年 月 日	第 号 長崎県知事 印
----------------------	--------------------

農地法第 4 ・ 5 条の規定による許可処分の取消願

年 月 日

長崎県知事 様

住所
願出人 氏 名
住所
氏 名

年 月 日付け長崎県指令 第 号をもって下記の許可を受けましたが、
下記理由により本許可を取消されるよう願います。

記

1. 許可を受けた者の氏名、住所（許可指令書に記載されたもの）

区 分(※)	氏 名	住 所

※ 法第 5 条の許可である場合には、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の別を記載すること。

2. 許可を受けた土地（現在の状況）

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

3. 許可を受けた者の転用目的、及び法第 5 条の許可の場合の権利の種類及び設定又は移転の別

4. 取消理由

5. 許可を受けた土地の一部の取消である場合には取消さない部分の利用計画

願いのとおり許可を取消することが適当である。 年 月 日	第 号 農業委員会会長 印
---------------------------------	------------------

願いのとおり許可を取消す。 年 月 日	第 号 長崎県知事 印
------------------------	----------------

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者
氏 名

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で、 用地として農地法第 条の規定による許可を受けた事業計画を下記により変更したいので、承認されたく申請します。

記

1. 許可を受けた土地の所在、面積、利用状況

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況	備考
		台帳	現況			
計		m ² (田	m ² 畑	m ²)		

2. 当初事業計画の概要と計画変更事項

3. 計画変更を必要とする事由の詳細

4. 計画変更後の事業計画の詳細

転用の目的	事由の詳細					
事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日 から 年間					
転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				
		名称	棟数	建築面積 (m ²)	所要面積 (m ²)	備考
	土地造成					
	建築物					
	工作物					
計						

5. 資金調達についての計画

6. 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

7. その他参考となるべき事項

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

当初計画者（甲）（住 所）
 （氏 名）
 承 継 者（乙）（住 所）
 （氏 名）

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号によって農地法第 条の規定による許可を受けていた甲の事業計画を下記のとおり乙の事業計画に変更したいので、承認されたく申請します。

記

1. 申請当事者の氏名（名称）住所及び職業

当事者の別	氏 名	職 業	住 所
当初計画者			
承 継 者			

2. 承継を受けようとする土地の所在、面積、利用状況

土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	利用状況	備 考
		台 帳	現 況			
計		㎡ (田	㎡ 畑	㎡)		

3. 当初計画者が当初計画どおり事業が遂行できない理由

4. 承継者が事業計画を必要とする事由の詳細

5. 承継者が行う事業計画の詳細

転用の目的	事由の詳細					
事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日 から 年間					
転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)				
		名 称	棟 数	建築面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	備 考
	土地造成					
	建築物					
	工作物					
	計					

6. 資金調達についての計画

7. 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

8. その他参考となるべき事項

農地法第 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書

年 月 日
農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所等	譲受人 住所	氏名				
		譲渡人 住所	氏名				
	申請に係る土地	所在地番	市・郡 町 外 筆				
		地目別面積	田 m ² 畑 m ²	採草放牧地 m ² その他 m ²			
10a 当たり平均取壊高		田 畑	採草放牧地 その他				
事業計画	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域	市街化調整区域 その他の区域				
	用途 (住宅用地・工場用地等 具体的に記載すること)						
	工事計画	着工 年 月 日	完了 年 月 日				
農地転用に関する許可基準から見た意見	農地の区分	許可基準で定める農地の区分の該当事項	条 項	農 地	採草放牧地	その他	
		該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を把握すること)	転用候補地内の農地の区分別面積及びその全体に占める割合	法第 4 条	所有権に基づく転用	m ²	
				法第 5 条	所有権移転	m ²	m ²
	面積割合	農用地区域内農地	第 1 種農地	その他 (第 種)	計		
		面積					
	検討事項	意見		意見決定の理由			
		1 農地の区分と転用目的	適 当	不 適 当			
		2 資力及び信用	適 当	不 適 当			
		3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あ り	な し			
		4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確 実	不 確 実			
		5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確 実	不 確 実			
		6 農地以外の土地の利用見込み	確 実	不 確 実			
7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当				
8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性		適 当	不 適 当				
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り				
10 地域計画への支障の有無		な し	あ り				
11 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当				
12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終 了	未 了					
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施工者	施工面積	申請地に関する面積	施工時期	申請地に関する土地改良財産	
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)			
	都市計画法第 8 条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし				
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	(決定 年 月 日)			
	用途区分変更の有無	有	無	(決定 年 月 日)			
総合意見							
許可相当と認められる場合に付すべき条件							
長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無							
意見の概要							

(記載要領)

- 「申請に係る土地の所在する区域」、「意見」「手続の状況」及び「知事の処分」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経農第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第 2 の 1 に規定する甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準で定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のイの(7)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のオの(7)の a の(a)」のように記載する。
- 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 検討事項の「12 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施工に関して町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 「長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」の欄には、長崎県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の長崎県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

様式第 20 号

農地法第 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

農 業 委 員 会

申 請 者

当初計画者

承 継 者

申 請 地

事業計画

工事計画

意 見

農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について	
区 分	農 業 委 員 会 の 意 見
(1) 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地等として効率的に利用されるとは認められないこと。	
(2) 許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。	
(3) 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。	
(4) 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。	
(5) 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業等に及ぼす影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。	
(6) 上記各号のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。	

様式第 21 号

農地転用許可台帳

年 月 日 許可台帳 No.

整理 番号	市町村 及び許 可番号	所 在 農地区分 地目・面積 (㎡)	申請者	転用者	申請の目的 及 び 主な施設	契約	備 考
				相手方			

農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けで許可申請があった下記土地について、農地法第 4 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転 用 者 (住所)
(氏名)

1 転用の目的

2 許可する土地の表示

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

4 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。) に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 1 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書 (同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。) を記載しなければなりません。) を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として (訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けで許可申請があった下記土地について、農地法第 5 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転用者 (住所)
(氏名)

土地の所有者 (住所)
(氏名)

- 1 転用の目的
- 2 契約の形態
- 3 許可する土地の表示

4 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

5 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。) に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書 (同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。) を記載しなければなりません。) を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として (訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第 4 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付で許可申請があった下記土地について、農地法第 4 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転 用 者 (住所)
(氏名)

1 転用の目的

2 許可する土地の表示

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

4 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。) に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書 (行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 19 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。) を記載しなければなりません。) 正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、長崎県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 九州農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として (訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

農地法第 5 条の規定に基づく許可指令書

年 月 日付けで許可申請があった下記土地について、農地法第 5 条に基づく申請は、次のとおり許可する。

年 月 日

長崎県知事

転用者 (住所)
(氏名)

土地の所有者 (住所)
(氏名)

- 1 転用の目的
- 2 契約の形態
- 3 許可する土地の表示

4 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 申請書に記載した事業計画を変更せざるを得ない場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を (3,000 m²以上にあつては知事、3,000 m²未満は農業委員会へ) 報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

5 特に条件を付す事項

※ 注意事項

申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 5 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。

(教 示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に審査請求書 (行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 第 19 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。)) を記載しなければなりません。) 正副 2 通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、長崎県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 九州農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書 (鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として (訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判) があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

申請者 (住所)

(氏名)

年 月 日付け農地法第 条第 1 項の規定による許可申請については、記 3 の理由により許可しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 転用目的

3. 許可しない理由

(教 示)

1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

申請者（住 所）

（氏 名）

年 月 日付け農地法第 条第 1 項の規定による許可申請については、記 3 の理由により却下する。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 転用目的

3. 却下する理由

（教 示）

1 この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

願出のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

長崎県知事

願出人（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで、あなた（貴社）から願出のあった農地法第 5 条の規定による
買受適格証明願については、記 3 の理由により証明しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 願出土地

2. 転用目的

3. 証明しない理由

申請者（住 所）

（氏 名）

令和 年 月 日付けで申請のあった農地法第 条第 1 項の規定による許可
（ 年 月 日付け長崎県指令 第 号許可）に係る転用事業計画の変
更については、下記のとおり条件を付して、別紙申請のとおり承認する。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 条 件

- （1）転用事業計画変更に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。なお、事業計画を変更せざるを得ない場合には、事前に知事の承認を受けること。
- （2）変更後の転用事業が完了するまでの間、本件承認の日から3箇月後その後1年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を農業委員会へ報告すること。

2. 特に条件を付す事項

（注意事項）

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む）に従って、その事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは原状回復の措置をとるべきことを命ずることがある。

申請者（住 所）

（氏 名）

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け長崎県指令 第 号を
もってした農地法第 条第 1 項の規定による許可に係る転用事業計画の変更については、記 3 の理由
により承認しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地
2. 変更後の用途
3. 承認しない理由

当初計画者
(住 所)
(氏 名)
承 継 者
(住 所)
(氏 名)

令 年 月 日付けで申請のあった農地法第 条第 1 項の規定による許可に係る転用
事業計画の変更 (年 月 日付け長崎県指令 第 号許可) については、別紙
申請のとおり転用計画者の変更については承認する。

なお、転用目的の変更については、変更後の計画に係る農地法第 条転用許可をもって承認
することとする。

年 月 日

長崎県知事

当初計画者
(住 所)
(氏 名)
承 継 者
(住 所)
(氏 名)

年 月 日付けで申請のあった 年 月 日付け長崎県指令 第 号
をもってした農地法第 条第 1 項の規定による許可に係る転用事業計画の変更については、記 3 の理
由により承認しない。

年 月 日

長崎県知事

記

1. 申請土地

2. 変更後の用途

3. 承認しない理由

農地法附則第 2 項の規定による協議に係る事案の概要書

年 月 日
長 崎 県

申請者の住所等	譲受人	住所		氏名					
	譲渡人	住所		氏名 外 名					
申請に係る土地	所在地番	市 町 村		外 筆					
	地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
	10a 当たり平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の平均	Kg
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
		設 定 ・ 移 転							
農 地 の 区 分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地	甲種農地	第 1 種農地	第 2 種農地	第 3 種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
割合	%	%	%	%	%	% 100%			
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施工者	施工面積	申請地に関係する面積	施工時期	申請地に関係する土地改良財産			
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)			
	都市計画法第 8 条の地域地区の決定	地域地区の種類		決定なし					
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)			
転用目的									
転用目的に係る事業又は施設の概要	名称	棟数	建設面積		所要面積				
	土地造成				m ²				
	建築物	棟	m ²		m ²				
	小 計	棟	m ²		m ²				
	工作物	棟	m ²		m ²				
	小 計	棟	m ²		m ²				
合 計	棟	m ²		m ²					
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を 防除するための措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第 2 の 1 に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地又は第 3 種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第 1 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のイの(7)の a」のように、第 2 種農地にあつては「運用通知第 2 の 1 の(1)のオの(7)の a」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農地転用許可後の工事進捗状況報告について (第 回)

さきに、農地法第 条第 1 項の規定により許可がされている土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

- 1. 許 可 年 月 日 年 月 日
- 2. 許 可 指 令 番 号 長崎県指令 第 号
- 3. 転用許可地の所在 長崎県 市 町
 郡 大字
 番外 筆
- 4. 転 用 目 的
- 5. 転 用 面 積 [田 m²] [畑 m²] [採草放牧地 m²]
 [計 m²]
- 6. 建 設 計 画 [着工予定] 年 月 日
 [完工予定] 年 月 日
- 7. 工 事 進 捗 状 況 ※ 建設工事が許可申請書に記載された事業計画どおり進捗していない場合
 (遅延又は未着手) その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。

[添付書類] 現地の現況写真

年 月 日

長崎県知事 様
(農業委員会経由)

住 所
氏 名

農地転用許可後の工事進捗状況報告について (第 回)

さきに、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可がされている土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

1. 許 可 年 月 日 年 月 日
2. 許 可 指 令 番 号 長崎県指令 第 号
3. 転用許可地の所在 長崎県 市 町 郡 大字 番外 筆
4. 転 用 目 的 特定建築条件付売買予定地
5. 転 用 面 積 [田 m²] [畑 m²] [採草放牧地 m²] [計 m²]
6. 建 設 計 画 [着工予定] 年 月 日 [完工予定] 年 月 日
7. 工 事 進 捗 状 況
 - ①売買契約締結状況 未 ・ 済 年 月 日
 - ②建築請負契約締結状況 未 ・ 済 年 月 日
 - ③建築確認の状況 未 ・ 済 年 月 日
 - ④土地の引渡し状況 未 ・ 済 年 月 日
 - ⑤自ら住宅を建築することとなった状況等

[添付書類] 現地の現況写真

年 月 日

転 用 事 業 者 様

農 業 委 員 会 会 長

農地転用許可後の工事進捗状況報告について（第 回）

あなたは、 年 月 日付け長崎県指令 第 号で農地転用許可を受けた事業の進捗状況の報告をしていないので、別紙様式により至急報告してください。

なお、工事が完了するまでの間は、許可後 3 ヶ月後及び 1 年ごとに工事の進捗状況（工事が完了したときはその旨）を報告することになっていますので、今後、その時期になったら必ず報告をして下さい。

農地法第 4 条第 8 項の規定による協議書

年 月 日

長崎県知事 様

協議者名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 8 項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道府県		郡市	町村	番地				
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別		
	郡市		登記簿	現況					
					m ²				
	計	m ² (田 m ² , 畑 m ²)		m ²					
3 転用計画	(1)転用事由の詳細	用途	事由の詳細						
		(2)転用期間(施設の利用期間)	年 月 日から 年間						
	(3)転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第 1 期(着工 年月日から年月日まで)			第 2 期	合 計		
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積
		土地造成			m ²				m ²
		建築物			m ²				m ²
小 計									
小 計									
計									
4 予算措置等の状況									
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害除去施設の概要									
6 その他参考となるべき事項									

(記載要領)

- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を 6 か月単位で区分して記載する。

農地法第 5 条第 4 項の規定による協議書

年 月 日

長崎県知事 様

協議者名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 4 項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所			職業		
	譲受人		都道府県	郡市	町村番地			
	譲渡人		都道府県	郡市	町村番地			
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況				
	郡町村				m ²			
	計	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)			
3 転用計画	(1)転用の目的	(2)権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細						
	(2) 転用期間 (施設の利用期間)	年 月 日から 年間						
	(3)転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の 概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期	合計	
			名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積
		土地造成			m ²			m ²
		建築物			m ²			m ²
小計								
工作物								
小計								
計								
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他		
		設定 移転						
5 予算措置等の状況								
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要								
6 その他参考となるべき事項								

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- 4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 6 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所	職 業
譲 受 人				
譲 渡 人				

(別紙2) 協議書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		面 積	10a 当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現 況				
					m ²			
計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)								

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式第 39 号

提出先：

法定協議事前調整申出書							
			申出年月日		年 月 日		
			申出者名				
1 事業計画者	住所 担当者及び電話番号						
2 当該計画に係る事業目的			申出に係る権利	(所有権の移転……)			
3 候補地の概要	所 在	都府 市町 大字 道県 郡村					
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
	地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		(生産状況)	(樹園地であるときは、樹種及び生産状況)	/	(生産状況)	/	/
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の種類及び数量 (概要)							
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合計
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
		建 物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²
	工 作 物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	m ³
	排水予定地		汚水処理方法		排水日量	m ³	
道路等関係施設計画							
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり (別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること。)						
6 候補地に関する土地改良事業	事業施工者		事業の種類		候補地に関する面積		
					m ²		
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外			
	都市計画法第 8 条の地域、地区の決定	地域地区の種類					
		決定なし					
9 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

(記載要領)

- 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 「事業計画欄」には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

- 事業計画地を表示 (事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示) した縮尺 1/10,000 程度以上の図面 (縮尺 1/25,000 以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

 - 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - 計画地の周辺 (おおむね直径 1 km 以内の範囲) の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図 (縮尺 1/500～ 1/2,000) (申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- その他参考となるべき資料

様

長崎県知事

農地法第 4 条第 8 項（第 5 条第 4 項）の規定による協議について（回答）

年 月 日付で協議があった下記案件については、農地法第 4 条第 8 項の規定に基づき、同意します。

記

1. 土地の所在等
2. 転用目的
3. 土地所有者（法第 5 条のみ）
4. 権利の種類（法第 5 条のみ）

農地法第 4 条第 8 項・第 5 条第 4 項の規定による協議台帳

整理 番号	市町名	所 在	申請者	転用者	申請目的 主な施設	契約	備 考
	協議回答 年月日	地目・農地区分 面積(m ²)		相手方			
		() () ()m ²					
		() () ()m ²					
		() () ()m ²					
		() () ()m ²					
		() () ()m ²					

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

届出者

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土 地 所 有 者		耕 作 者	
			登 記 簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)							
3 転用計画	転用の目的								
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
転用の目的に係る事業又は施設の概要									
4 転用することによって生じる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式第 43 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

農業委員会会長 様

譲受人 氏名

譲渡人 氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所					
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土 地 所 有 者		耕 作 者	
			登記簿	現 況		氏 名	住 所	氏 名	住 所
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
4 転用計画	転用の目的	開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第 29 条の該当号							
	転用の時期	工事着工時期							
		工事完了時期							
	転用の目的に係る事業又は施設の概要								
5 転用することによって生じる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要									

(記載要領)

- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が 2 人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の 1 及び 2 の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙 1 及び 2 のとおりとします。
- 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏 名	捺 印	住 所
譲 受 人			
譲 渡 人			

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 m ²	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
計 筆		m ² (田		m ² 、畑		m ² 、採草放牧地		m ²)	

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
年 月 日

農業委員会会長

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法 4 条第 1 項第 7 号（第 5 条第 1 項第 6 号）の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第 3 条第 2 項（第 10 条第 2 項）の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名		住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登 記 簿	現 況	
					m ²
		権利の種類及び設定又は移転の別			
3 届出書が到達した日					
4 届出に係る転用の目的					

(記載要領)

- 届出書が法人ある場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

様式一違1号

違反転用連絡票

年 月 日

長崎県(農地転用所管課)長 様

農業委員会事務局長

農地法第(4条・5条)第1項等に違反している事案について、以下のとおり、報告します。

初回調査 年月日	年 月 日	違反転用 発覚年月日	年 月 日	違反転用発生 年 月 日	令 平 昭	年 月 頃	
違反転用の内容 (違反開始年月・ 目的・違反に至った 経緯等)	(無断転用・許可条件違反) ※該当する項目を○で囲む。						
違反転用に関係する 土地の所在、地 番、地目、及び面積	土地の所在	地番	地 目		面積 (㎡)	土地所有者 (住所・職業)	違反転用者又は 一般承継人 (住所・職業)
			地番簿	現況			
						() ()	() ()
					() ()	() ()	
転用許可処分の内容 ※「許可条件違反」 又は「一部無断転 用、一部許可条件違 反」の場合に記載	許 可 年 月 日						
	許 可 権 者						
	許可に係る転用目的						
	許可に付した条件						
	許可を受けた転用事業 者の氏名、住所及び職 業		氏 名	住 所		職 業	
農地区分	農用地 (用途区分変更・除外後 種) ・甲種・1種・2種・3種 ※農用地の場合は()内のいずれかを○で囲み、除外後の区分を記載。他は該当区分に○						
農業振興地域	農業振興地域内・農業振興地域外 ※いずれかを○で囲む。						

都市計画区域	都市計画区域外 都市計画区域内(市街化区域・市街化調整区域・非線引用途地域・非線引用途地域外) ※都市計画区域内外のいずれかを○で囲み、区域内の場合、()内のうち該当地域に○
調査・口頭指導日・ 口頭指導内容	
関係者からの事情聴 取日・内容	
農業委員会事務局 の意見	
備 考	

- (添付書類)
- 1 現地写真
 - 2 違反地が特定できる位置図・付近状況図等
 - 3 土地の全部事項証明書(写)
 - 4 違反地における土地の利用状況がわかる図面
 - 5 (農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内農地の場合)農用地区域図
 - ①違反にかかる目的が農業用施設の場合・・・用途区分が農業用施設になっているか確認
備考欄に記載
 - ②違反にかかる目的が農業用施設以外の場合・・・除外後、何種農地か確認
 - 6 簡易手続相当基準③(非農地後20年以上)に該当する可能性のある案件
20年以上経過していることが確認できる書類
 - 7 その他必要と判断される書類(事案に応じて添付)

※是正された場合は、「違反転用是正完了届出書(様式一違2号)」「違反転用是正調査報告書(様式一違3号)」を併せて提出すること。

違反転用是正完了届出書

年 月 日

長崎県知事 (長崎県(農地転用所管課)長) 様
農業委員会会長 (農業委員会事務局長) 様

(土地所有者) 住所
氏名
(転用者) 住所
氏名

下記農地の違反転用については、年 月 日に是正(農地復元・原状回復・許可条件どおり施工)が完了しましたので届け出します。

なお、今後下記農地その他の土地において農地転用を行う際には、農地法所定の手続きをとり許可を得てから(許可条件どおり)施工します。

記

1 土地の表示

2 原状回復年月日

※写真を添付し、農業委員会に提出すること。

違反転用是正調査報告書

年 月 日

長崎県知事（長崎県（農地転用所管課）長） 様

農業委員会会長
(農業委員会事務局長)

下記のとおり違反転用地の是正がされ、現地を確認できたので報告します。

記

違反転用者	住所	氏名
農地所有者	住所	氏名
違反転用地	ほか 筆 [田 m ² ・ 畑 m ²]	
違反の内容		
他法令の状況		
違反報告年月日	年	月 日
是正確認年月日	年	月 日
確認事項		
調査職員氏名		

(添付書類) 是正完了届出書及び写真等

様式一違4号

違反転用事案報告

年 月 日
市町農業委員会

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	年 月 日	違反転用発生日	年 月 日							
違反転用の内容										
違反転用に関する土地の所在、地番、地目、及び面積	土地の所在	地番	地目 登記簿 現況	面積 ㎡	土地の所有者 氏名 住所 職業			違反転用者 氏名 住所 職業		
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	種類	氏名及び名称			住所			職業	備考	
	土地所有者									
	違反転用者 又は 一般承継人									
	工事請負人									
	工事下請人									
転用許可処分の内容	許可年月日									
	許可権者									
	許可に係る転用目的									
	許可に付した条件									
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名	住所			職業				
違反転用に至るまでの経過										
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況										

違反転用に関しては他の法令等により認許可等を要する場合はその手続等の状況					
土地利用計画との関係					
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施工者	施工面積(㎡)	違反転用に関する面積(㎡)	施工時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					

(添付書類)

- 1 顛末書(必要に応じて)
- 2 農業委員会が行った調査結果関係書類(事情聴取結果等)
- 3 他法令との調整にかかる書類
- 4 その他必要と判断される書類等(事案に応じて添付)
- 5 登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- 6 位置図及び周辺状況図
- 7 現場確認時の写真等

※土地利用計画との関係欄には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地の調査等に関する法律に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

農業委員会会長

あなたが行っている次の行為は、農地法〔第4条第1項、第5条第1項〕違反に該当するので、〔ただちにその工事その他の行為を停止して下さい。〕または〔又は原状回復その他違反を是正するための必要な措置をしてください。〕

この指示に従わない場合には、農地法第51条第1項の規定による処分又は命令がなされることがあります。

違法行為に係る 土地の表示	土地の所在	地番	地目		面積 m ²	備考
			登記簿	現況		
違法行為の内容						

勸 告 書

番 号
年 月 日

違反転用者名

長崎県知事 印

あなたは、次のとおり、農地法第 51 条第 1 項第 号に該当しているので、[年 月 日までに工事その他の行為を停止して下さい。]または[原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。]

この指示に従わない場合には、同項の規定による処分又は命令がなされることがあります。

違反行為に係る土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積(m ²)	備 考
			登記簿	現 況		
法第 51 条第 1 項に該当する内容及びその理由						

処 分 又 は 命 令 書

番 号
年 月 日

違反転用者（住所）
（氏名）

長崎県知事

農地法第51条の規定に基づき次のとおり処分する（又は措置することを命ずる）。

処分又は命令の 内 容	
処分又は措置を 命 ず る 理 由	

- (注) 1 この処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。
- 2 この処分又は命令の履行を定められた期間までに完了できなかったときは、その理由及び処分又は命令の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

違反転用是正計画書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様
(所管農業委員会経由)

住 所
氏 名

下記のとおり転用是正の計画を実施しますので届け出ます。

記

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目		面積(m ²)	利用状況	所有者氏名	耕作者氏名
		登記簿	現 況				

2 工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 施工者氏名等 住所
氏名

4 工事の概要

5 その他参考となる事項

6 添付書類 付近の見取図
付近の字図
工事計画図
現地の写真 (現況等)

違反転用履行状況報告書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様
(所管農業委員会経由)

住 所
氏 名

下記のとおり転用是正計画の履行状況を報告します。
つきましては、工期等の変更を了承願うよう申請します。

記

1 土地の表示

所 在	地番	地 目		面積(m ²)	利用状況	所有者氏名	耕作者氏名
		登 記 簿	現 況				

2 遅延している理由 (詳細に)

3 現在の進捗状況 (詳細に)

4 変更工事期間

変更前 年 月 日から 年 月 日までを
変更後 年 月 日から 年 月 日まで

5 その他参考となる事項

土地の選定に関する調書

1. 当該申請事業に係る候補地エリアの選定、必要な土地の条件等

--

2. 代替地の検討

当該申請地の代替地として検討した土地

検討した土地（地番）	地目	面積	断念した理由

3. 当該申請地の状況

--

※可能な場合は代替地の位置を示す図面を添付すること。（縮尺・方位を記載すること。縮尺は任意。）

※農用地・甲種・1種・2種農地以外の土地から検討すること。

非農地証明書交付願

年 月 日

農業委員会会長 様

住所
願出人
氏名
(電話 ー)

下記土地は 年 月 日頃から（又は農地法の適用を受けない用途もしくは事由のため）転用（潰廃）し、現在「 」となっていることに相違ないので証明願います。

記

1 証明を受けようとする土地の所在、面積等	所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	利 用 者	備 考
			登記簿	現 況			
2 非農地化した時期・経緯							
3 証明を受けようとする物件の状況							
4 その他参考となるべき事項（添付書類）							
担当者記載欄	農用地区域（内・外） ※農業振興地域整備計画担当部署に確認して記載すること。						
証 明 欄	非 農 地 証 明 書 第 号 願いのとおり、農地（又は採草放牧地）でないことを証明する。 年 月 日 農業委員会会長 印						

- | | |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (注) 添付書類 | 4. 願出地の現況写真 1部 |
| 1. 土地登記簿謄本（法務局） 1部 | （場所がわかるように背景を入れる） |
| 2. 現住所を確認できるもの（土地所有者の住所が土地登記簿謄本と相違する時） 1部 | 5. 字 図（法務局）（写でも可） 1部 |
| 3. 位置図（おおむね 1/2500） 1部 | 6. 農地でなくなった時期を確認できる書類（非農地化の原因が人為的なものである場合） 1部 |

参考様式第3号

農地改良等届出書

年 月 日

農業委員会長様

住所
氏名

下記のとおり（農地改良、田畑転換、畑地嵩上）のため農地埋立てをしたいので届出ます。

記

1 土地の表示

所 在	地 番	地目		面積㎡	利用状況	所有者氏名	耕作者氏名	備 考
		登記簿	現況					

2 農地改良等を必要とする理由

3 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 施工業者 住所
氏名

5 工事の概要

区 分		基 礎 部 分	表 土 部 分	備 考
埋立てに用いる土その他の材料	種 類			
	採取場所			
	量 (㎡)			
埋立ての高さ (m)				

6 被害防除対策（周辺の道路、水路、農地、その他の環境に対する被害防除の具体策）

7 工事完了後の作付計画

8 その他

(1) 工事が完了したときは、遅滞なく完了届を提出することとする。

※ 添付書類 付近の見取図
付近の字図
工事計画図
現地の写真

委任状

事務所所在地

行政書士

登録番号 第 号

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記にかかる農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。

なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：

2. 転用の目的：

年 月 日

委任者・転用実行行為者 住所

氏名

④

委任状

事務所所在地

行政書士

登録番号 第 号

私は、上記行政書士を代理人と定め、下記にかかる農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請手続に関する一切の権限を委任する。

なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：
2. 転用の目的：
3. 権利の内容：所有権移転（ ）

年 月 日

委任者

譲渡人 住所
氏名

⑩

譲受人・転用実行行為者 住所
氏名

⑩

確 約 書

年 月 日付け建築条件付売買予定地に係る農地転用許可申請について、農地法の農地転用制度の趣旨を理解し、以下の項目について農地転用事業者の責任として実施することを確約します。

- 1 分譲地（申請地）を売買するにあたっては、許可申請書に添付した特約を含む土地売買契約書により契約を締結します。
- 2 当該土地について、上記1の土地売買契約後、農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。3において同じ）と土地購入者とが、当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約します。
- 3 農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、上記2の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることを当事者間の契約書において規定します。
- 4 農地転用事業者は、農地転用許可に係る申請地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。
- 5 許可を受けた転用事業について住宅建設が完了するまでの間、農地転用許可書に付した条件にある当該工事の進捗状況報告に併せて下記項目についても報告します。
 - ① 売買契約締結の状況
 - ② 建築請負契約締結の状況
 - ③ 建築確認の状況
 - ④ 土地の引渡し状況
 - ⑤ 農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況
- 6 土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行います。

年 月 日

長崎県知事 様

申 請 地	土地の表示 面 積	m ²
農地転用事業者	住 所 氏 名	